

第2学年地理歴史科 日本史探究 学習指導案

指導者(所属)【所属には〇〇領域専攻などを書く】 〇〇〇〇
(指導担当教員 〇〇〇〇)

1. 日時 〇〇年〇月〇日(〇曜) 第〇校時(〇〇:〇〇~〇〇:〇〇)
2. 学年・組 第〇学年〇組 計〇名
3. 場所 第〇学年〇組 教室
4. 単元名 モンゴル襲来と幕府の衰退

5. 単元(または、題材)の目標

(知識及び技能)

モンゴル襲来による政治・経済・文化への影響が、幕府の衰退につながっていくことを理解できる。

(思考力、判断力、表現力等)

非御家人に対する権限拡大など、幕府勢力が西国に浸透したことの意義を考察できる。

(学びに向かう力、人間性等)

宋・元などユーラシアとの交流と経済や文化への影響について、主体的に追究しようとしている。

6. 単元について

① 教材観

蒙古襲来は、鎌倉時代において、重要な意味を持つ事件である。鎌倉幕府の衰退のきっかけとなる事件であり、また、鎌倉幕府を主宰する得宗家が専制化するきっかけとなった事件でもある。すなわち、蒙古襲来は、鎌倉幕府にとって二面性を持つ事件であるといえ、蒙古襲来を学習することで、鎌倉幕府の統治システム、幕府崩壊への構造、それを取り巻く社会状況などを理解することができる。

また、蒙古襲来を捉える視点もさまざまなものがある。例えば、蒙古襲来に対して、鎌倉幕府や朝廷の対応を政治史的に捉える日本史的観点以外にも、モンゴル帝国の政策の一環として蒙古襲来を捉える世界史的観点や、なぜモンゴルが日本を射程に置いたのか、という点を地政学の観点から捉える地理的観点、蒙古襲来をきっかけとして成立した「神国思想」や日本思想をめぐる現代までの動きを総合的に捉える観点などがある。これらの観点を横断的に見ていくことによって、蒙古襲来をより深く、また現代まで続く一連の流れとして理解することができると思う。

② 生徒観

日本史の授業で得た知識について、人物や事件などは、観光などの場で活用する機会に比較的恵まれるが、多くの概念や用語などを活用する場はほとんどない。すなわち、生徒にとって、通常授業で得た多くの知識は試験でのみ活用され、生徒自身もそのように考えている傾向がある。アンケートなどで「日本史は暗記科目である」という解答が多いのは、その証左であろう。そこで本時では、生徒自身が持つ知識を活用して、古文書の活字化・解読をおこなっていきたい。ほとんどの生徒にとって、教科書や図録、若しくは、博物館などで古文書の現物や写真を見る機会があっても、それを実際に、活字化し、解読する経験はないと思われる。しかし、これらの作業を通じて、生徒が、自身が持つ知識を活用し、より深く単元について理解することができると思う。なお、該当クラスの生徒は、通常授業でも意欲的に取り組んでいる様子が見られる。通常授業と異なり、作業を通じて、より能動的に日本史に取り組むことができるのではないか、その経験が今後の授業にも生かせるのではないかと、と思われる。

③ 指導観

日本史学を研究し、史実を明らかにしていく際、根拠となるものは史料である。とくに現在、教科書などに記載されている史実を明らかにしてきた根拠としては、古文書がその主なものとして挙げられる。つまり、日本史を考える際には、その材料・根拠となる古文書を検討することが重要であるのだが、その点を生徒に明らかにしていくことから始める。

7. 単元（または、題材）の評価規準

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
宋・元などユーラシアとの交流に着目して、モンゴル襲来の国際的な背景や国内政治への影響について理解できる。	鎌倉時代の生産の発達と商品の流通、東アジア情勢や国内での貨幣経済の発達とその意義について、多面的・多角的に考察し、表現できる。	宋・元などユーラシアとの交流と経済や文化への影響について、主体的に追究しようとしている。

8. 指導と評価の計画（全6時間）

次	時	ねらい・学習活動	評価基準・評価方法等
一	2	蒙古襲来と『蒙古襲来絵巻』 蒙古襲来について、中国史とも関連させながら、日本国内の動向について学習する。その際、『蒙古襲来絵巻』など視覚資料なども利用しつつ、蒙古襲来をより深く理解することを目的とする。	日本史という一国史の学習の中で、中国史なども関連させることで、多角的な視点を持つことができる。また、文字史料以外の資料を扱うことができる。‘知識・技能)
二	1	得宗専制政治と御家人制の動揺 蒙古襲来が及ぼした政治的影響について学習する。蒙古襲来は鎌倉幕府を衰退させる契機になるが、その一方で得宗専制政治の確立という側面を持つ。その両者について理解することを目的とする。	蒙古襲来が及ぼした政治的影響について理解しつつ、複数の歴史的評価があることを理解することができる。(思考・判断・表現等)
三	2	永仁の徳政令と鎌倉社会経済 蒙古襲来が及ぼした社会経済的影響について学習する。その際に、永仁の徳政令を読み解くことにより、鎌倉幕府が御家人救済についてどのような視点で実施していたのか、理解することを目的とする。	蒙古襲来が及ぼした社会経済的影響について理解する。その際に、永仁の徳政令を検討材料とする。史料の読み取りやその社会的背景などについて理解しようとしている。(主体的に学習に取り組む態度)
四	1 本時	中世文書を読み解く 下記参照	下記参照

9. 本時の学習

①本時の主題

「中世文書を読み解く」

②本時の目標

古文書の活字化・解読を通じて、鎌倉幕府の支配構造などを具体的に理解することができる

(知識及び技能)

③本時について

教材観

教科書などに記述されている歴史的事実は、すべて史料に基づいて解明されたものであることは自明である。すなわち、歴史において、最も重要となるのは、史料であることは疑う余地もない。しかし、実際の授業では、その多くは教科書や史料集所載の活字化された史料を取り扱うことになる。活字化された史料を使用しての授業は、体系的な知識の教授や、戸籍・検地帳・宗門改め帳などの史料を利用したの情報処理を目的とすることには有効である。しかし、それまで得た知識を利用して考える、作業するという授業の素材としては、いささか使用しにくいと考える。そこで、知識を活用する体験の場として、古文書の写真帳を利用しての授業を行うことにした。古文書とは、差出人と受取人が存在する文書のこと、例えば、売買証文・裁判の判決文・政府などからの命令書・手紙などを指す。

本時の教材として用いる文永8年(1271)9月13日付の関東御教書(かんとうみぎょうしょ)は、薩摩国阿多北方の地頭に異国警固を命じたもので、読み易い中世文書である。古文書初学者のテキストとしても

用いられる文書であり、高校日本史の授業で得た知識のみでの解読が可能であるため、高校の授業での教材として最適であると考える。

まず、本時で用いる関東御教書の性格について確認しておく。関東御教書とは、鎌倉将軍の命令を承った(=奉じた)執権・連署が発給した、奉書形式の文書である。奉書とは上位者の命令を、承って(=奉じて)出される文書で、命令主体と発給主体が異なる。奉書は命令主体によってその名称が異なり、命令主体が天皇の場合は綸旨、上皇の場合は院宣、天皇・上皇以外の場合は令旨、三位以上の上級貴族などの場合は御教書と呼ばれる。奉書は、発給主体はその名が文書に記載されるのだが、命令主体の名は明確には記載されない。そこで、奉書を読む際には命令主体の確定作業が必要である。本時で用いる文書の場合は、命令主体は、鎌倉幕府7代将軍の惟康親王で、発給主体は、8代執権の北条時宗、連署の北条政村である。

それでは以下に本時使用文書の翻刻(活字化)・書き下し・意味を並べる。

【翻刻】「／」は改行

蒙古人可襲来之由、有其／聞之間、所下遣御家人等於／鎮西也。早速差下器用代官／於薩摩国阿多北方、相伴／守護人、且令致異国之防禦、／且可鎮領内之悪党、者、依仰／執達如件。

文永八年九月十三日 相模守(花押)

左京権大夫(花押)

阿多北方地頭殿

【書き下し】

蒙古人襲来すべきの由、其の聞こえ有るの間、御家人などを鎮西に下し遣わすところ也。早速器用の代官を薩摩国阿多北方に差し下し、守護人と相伴に、且うは異国の防禦を致さしめ、且うは領内の悪党を鎮むべし、てへれば、仰せに依って執達くだんのごとし。

文永八年九月十三日 相模守(花押)

左京権大夫(花押)

阿多北方地頭殿

【意味】

モンゴル人(=蒙古人)が襲来するとのこと、その情報を受けたので、御家人たちを九州(=鎮西)に派遣することにした。あなたは早速、有能な代理(=器用の代官)を薩摩国の阿多北方に差し向けて、薩摩国の守護と一緒に、モンゴル人襲来のために防衛と、領内の悪党たちの鎮圧をしなさい、ということ(=てへれば)、(将軍が)仰せですので、そのようにしなさい。

文永八年(一二七一)九月十三日 執権北条時宗(=相模守) サイン

連署北条政村(=左京権大夫) サイン

薩摩国の阿多北方の地頭どのへ

この文書は、相模国が本籍地であり、同地に住んでいた、薩摩国阿多北方の地頭に対して、蒙古襲来の異国警固番役のために、領地である薩摩国に向かって任に着くよう将軍が命じたものである。その際、阿多北方の地頭には、「器用代官」、すなわち有能な代理を派遣するように命じている。ここで考えなければならないことは、なぜ、地頭本人ではなく、有能な代理を派遣するのか、という点である。

鎌倉幕府の根幹は、将軍と御家人の、御恩と奉公からなる主従関係である封建制で成り立っている。御家人は将軍に対して、戦時には軍役を、それ以外には京都大番役や鎌倉番役などといった番役を果たすことで奉公をおこなう。それに対して、将軍は御家人に本領安堵や新恩給与という形で土地の所有権を認め、具体的には地頭に任命することによって御恩をおこなう。すなわち、本時の文書で考えれば、薩摩国阿多北方の「地頭」に任命されている人物は、異国警固「番役」を果たす義務がある。しかし、代理を派遣するということは、地頭が高齢・幼年・病氣・女性などの理由で、実際に「番役」が果たせない場合が想定しうる。史料の背景を検討するに、薩摩国阿多北方地頭は、相模国地頭の二階堂行久の次女で、尼の忍照であることが判明する。すなわち、阿多北方の地頭は女性であった。本時の史料からは、女性地頭の存在と、その場合、代理の者が番役を果たすことによって御家人は奉公を全うできる、

との二つの事例を確認することができた。前者は、従来から述べられることだが、後者については、この史料で確認できることであり、注目すべき点である。

また、本時の文書からは、鎌倉幕府の命令系統が判明する。将軍の命令を執権・連署が受け、地頭(=御家人)に対して文書を発給するのである。この命令系統については、この文書を見ることではっきりと確認することができる。

以上のことより、本時の文書からは、蒙古襲来に対する幕府の対策だけでなく、幕府の根幹である奉公の執行形態や実際の命令系統など、鎌倉幕府を理解する上で欠かせない事柄を理解することができる。

なお、本時の授業は、史資料の教材化の実践の一試論でもある。

生徒観

(省略)

指導観

本時の授業での目的は次の二点である。一つめは、活字化の作業を通じて通常授業で自らが得た知識を活用する場を作ることである。二つめは、前時で学習した蒙古襲来に関する中世文書の写真帳を使用して、内容の解釈を通じて蒙古襲来やそれを取り巻く社会的状況などを深く理解することである。なお、古文書の活字化と解説は、日本史の研究方法そのものに該当する。すなわち、古文書の翻刻(活字化)・解釈をすることで、普段触れることのない、日本史研究の体験ができる。この点は、生徒の知的好奇心に資することができると思う。

以下、授業に即してその指導観を具体的に述べていく。

まず、古文書についてである。古文書とは差出人と受取人が存在する文書のこと、例えば、売買証文・裁判の判決文・政府などからの命令書・手紙などを指す。なお、古文書解説について重要なことは、いつ(=年次)、誰が(=命令・発給)、誰に(=宛所)、という点であることを示す。

それでは、本時の教材として用いる文永8年(1271)9月13日付の関東御教書の指導観について述べる。関東御教書とは、奉書形式の鎌倉幕府の命令書である。奉書とは上位者の命令を、承って(=奉じて)出される文書で、古文書解説のポイントである「誰が」に当たる部分が、命令主体と発給主体の複数存在することになる。発給主体は、文書に差出人として明示されることから、理解しやすいが、命令主体についてはそれがいささか困難である。そのため、「関東」御教書はだれの命令か、「関東」とは何を指すか、「関東」における貴種とは誰が想定でき得るか、などの発問・ヒントを出すことで、関東御教書は将軍が命令主体であることを理解させる。

次に、古文書写真版の翻刻(活字化)作業についてである。中世文書の多くが、現在使われている漢字以外にも、正字や文字を変形させた異体字、くずし字が使用されている。しかし、本時で使用する文書は、比較的読みやすいもので、それまでの授業で習った知識で解説できるものである。まずその点を生徒に明示する。そして、実際の翻刻作業は、6人程度のグループを作らせ、当たらせることにする。個人ではわからない点なども出てくると思われるので、話し合いながら翻刻作業ができる場を作る必要がある。すぐにわからないと想定される異体字やくずし字については、④本時の展開計画「展開1」で具体的に述べているように、それまでの授業で得た知識を使って解説できるようなヒントを出すことによって、生徒たち自身で翻刻できるようにフォローしていく。そして、グループごとに分担箇所を示して、グループで作った翻刻を前に板書させて、内容の検討をおこなっていく。

次に、内容の検討である。具体的には、二つの論点を提示する。一つめは、幕府が阿多北方地頭に「器用代官」=有能な代理を九州に派遣しているということである。文書中の「異国之防禦」とは異国警固「番役」を指す。番役は、京都と警固する京都大番役や鎌倉を警固する鎌倉番役と同様に、奉公の一形態である。また、地頭とは御家人への御恩の実行形態であるので、地頭と御家人は同義である。すなわち、地頭=御家人本人が行うべき奉公を、代理の者がおこなうわけである。それはなぜか。この点について、発問を通じて生徒に考えさせたい。具体的には、地頭本人が奉公を果たせない状況の想定、その場合の対処法などを、文書を通じて読み取ることを目的とする。

二つめの論点は、発給主体の特定である。文書解説の際、「誰が」出したものなのか、という点は重要であることは、すでに述べたが、その多くは、武士であれ律令官職名で記載される。すなわち、発給主

体の「相模守」と「左京権大夫」は具体的に誰に該当するか、という点を周辺材料から読み取る必要がある。相模守は執権北条時宗、左京権大夫は連署北条政村であるのだが、当然、文書自体にはこの情報はない。まず、「相模守」の特定である。これは生徒への発問を通して考えていくのであるが、「相模守」の官職名は、「武蔵守」と並んで執権が使用する官職名として有名であり、それは教科書や史料集・図録などを見れば判明する。当該期の執権は、8代北条時宗であるが、それを踏まえた上で、「左京権大夫」の特定について発問する。具体的には、「左京権大夫」の鎌倉幕府における官職名を問うのだが、執権の隣にサインする人物、すなわち、執権とサイン(=署名)を並べる(=連ねる)人物はだれか、などのヒントにより、連署との解答を引き出す。なお、当該期の連署は北条政村だが、この具体名を答えさせるのは困難であるので、これは授業者が提示することにする。この論点では、鎌倉幕府の命令系統、つまり、将軍→執権・連署→御家人へと命令伝達が行なわれる状況を読み取ることを目的としている。

④本時の展開

○主な指示・発問

区分	学習活動と内容	指導上の留意点・支援	評価基準 評価の観点・方法
導入 7分	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">関東御教書とは何か？</p> </div> <p>1、古文書とは何か 差出と受取が明確な書類；命令書・手紙など</p> <p>2、古文書解読に必要な観点 →いつ、誰が、誰に出したものなのか</p> <p>3、関東御教書とは何か →関東御教書は「奉書」形式の文書 ①奉書；上位者の命令を、承って(=奉じて)出される文書で、命令主体と発給主体が異なる ②「関東」御教書の命令主体は →鎌倉将軍</p>	<p>1、古文書とは何か 歴史研究は古文書の解釈で成り立っている →歴史で重要なことは古文書を読み解くこと</p> <p>2、文書解読に必要な点</p> <p>3、関東御教書 関東御教書は奉書形式であり、命令主体と文書発給主体が異なる点に注意する。 ○「関東」御教書の命令主体は誰が想定できるか？ ヒント；「関東」は何を指すか？→鎌倉幕府 鎌倉幕府の貴種とは誰か→鎌倉将軍</p>	
展開 40分	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">関東御教書を読んでみよう</p> </div> <p>1、6人程度のグループを4つ作らせ、グループで文書の翻刻を行う。</p> <p>2、ヒントなどを参考にしながら、グループで翻刻していく。</p>	<p>1、翻刻(=活字化)作業</p> <p>2、作業中に異体字やくずし字については連想できるようなヒントを出す。なお固有名詞については連想が出来ないので文字自体のヒントを出す ※以下は主なヒント ①全体のヒント ・古文書は漢文風の文章 →主語＋述語＋補語 or 目的語の型式をとる ※主語は省略されることが多い ②主な異体字・くずし字のヒント</p>	

	<p>3、各グループの翻刻を前にそれぞれ板書する。</p>	<p>(i)「下遣」「差下」 ・当該文字は動詞にあたる ・「御家人を」「器用代官を」どうするのか？ (ii)「鎮西」 ・蒙古が襲来した場所はどこか→九州 ・当時九州を何といったか→鎮西 (iii)「異国」 ・蒙古(=外国)を何といったか→異国 (iv)「悪党」 ・鎌倉幕府にとり反社会的な武士は→悪党 (v)「地頭」 ・将軍が命令するのは誰か→御家人 ・御家人は何に任命されるか→地頭</p> <p>3、各グループに分担箇所を指示し、分担当所の翻刻をそれぞれ板書させる</p>	
<p>内容を検討してみよう</p>			
	<p>1、板書された翻刻を利用して解釈を行う。</p> <p>2、内容の検討</p> <p>①なぜ「器用代官」を派遣するのか？ (i)「器用代官」とは「有能な代理」のこと →幕府は地頭に「有能な代理」を九州に派遣せよ、と命令 →文書中の「異国之防禦」とは異国警固番役を指す。番役(=奉公)は地頭(=御家人)本人が行うべきこと (ii)なぜ代理を派遣するのか？ →「阿多北方地頭」は女性であるため代理を九州に派遣 →地頭(=御家人)本人が奉公できない場合、代理を送って奉公を全うさせる</p> <p>②左京権大夫とは誰か？ ・差出人として「相模守」「左京権大夫」 (i)相模守とは誰か→執権北条時宗 (ii)執権の隣にサインする左京権大夫とは誰か →連署 ※幕府(将軍)の命令は執権・連署によって発布</p>	<p>1、板書された翻刻を利用しての解釈 →文字の訂正や返り点を打つ</p> <p>2、内容の検討</p> <p>○なぜ「代理」を派遣させるのか？ ヒント;地頭本人が奉公できない理由とは地頭が病気、高齢、幼年、女性の可能性 →「阿多北方地頭」は女性 ⇒地頭が奉公できない場合は代理を送る</p> <p>○相模守とは誰か ヒント;教科書や史料集・図録を見ると、鎌倉の在所である「相模」守は執権の官職名であることがわかる →8代執権執権北条時宗</p> <p>○執権の隣にサインする左京権大夫とは誰？ ヒント;サイン(=署名)を執権と並べる(=連署)のは誰か →連署;執権の補佐をする役職</p>	<p>将軍の命令は、執権と連署によって伝えられること=命令系統を理解する(知識・技能) <ノート></p>
<p>まとめ 3分</p>	<p>1、本時の作業の意義</p> <p>2、次時の予告</p>	<p>1、本時の作業の意義 →日本史の研究は史料を解説すること</p>	<p>本時の作業は日本史の研究で行われることであることを理解する。(知識・技能) <ノート></p>

⑤板書計画

関東御教書

御教書とは？

→「奉書」形式の文書

奉書; 上位者の命令を、承って(=奉じて)出される文書=命令主体と発給主体

「関東」御教書の命令主体は？→将軍

蒙古人可襲来之由、有其
聞之間、所下遣御家人等於
鎮西也。早速差下器用代官
於薩摩国阿多北方、相伴
守護人、且令致異国之防禦、
且可鎮領内之悪党、者、依仰
執達如件。

文永八年九月十三日 相模守(花押)

左京権大夫(花押)

阿多北方地頭殿

⑥準備物

教師:レジュメ

生徒:レジュメ、教科書、史料集、図録